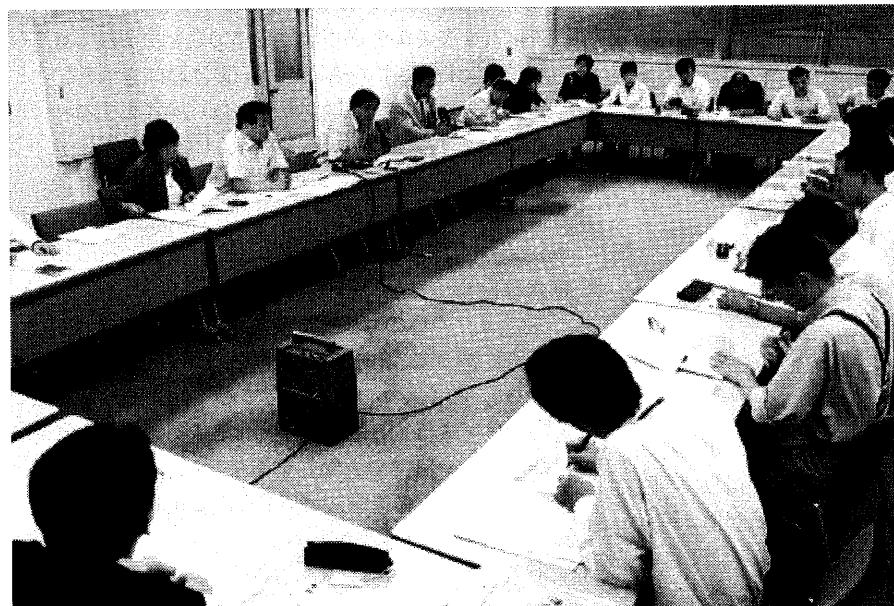


# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2006.9.10発行〈通巻第362号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- |                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| ●第26回関西労働者安全センター総会開催                            | 2  |
| ●石綿「全面禁止」に一步近づく<br>9月1日改正労働安全衛生法施行令・石綿障害予防規則が施行 | 6  |
| ●アスベスト報道ダイジェスト2006年8月                           | 11 |
| ●OSHMSは関係請負人も対象と明記<br>改正労働安全衛生法を読む③             | 12 |
| ●韓国からのニュース                                      | 18 |

8月の新聞記事から／19

表紙／「中皮腫・じん肺アスベストセンター」「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」による第4回アスベスト多省庁交渉(2006/9/13)

'06 9

# 第26回関西労働者安全センター総会開催

関西労働者安全センター第26回総会を8月9日エルおおさかの連合大阪大会議室にて行なった。2005年6月29日のクボタ神崎工場によるアスベスト健康被害問題の報道以来、アスベスト被災者の相談対応などに追われ、総会の開催も年度末をはるかに過ぎた8月にやっと実現する有様であったが、当日、多忙な中、多くの方に参加いただきありがとうございました。今後も引き続き、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以下に総会議案書の要旨を掲載する。

• • • • • • • • • • • • • • •

## 2005年度活動総括

### Iはじめに

2005年6月29日毎日新聞夕刊のクボタ神崎工場におけるアスベスト（石綿）被害報道以降、関西労働者安全センターへの電話相談件数が増え続けている。「静かな時限爆弾」と形容され、すでに発生件数が増え続けていたアスベスト関連疾患が一挙に注目の的となった。

以降、中皮腫・じん肺・アスベストセンターや全国の安全衛生センターとともに、アスベスト関連疾患の労災認定問題のみならず、環境ばく露による被害についての取り組みを精力的に進めている。したがって05年度の関西労働者安全センターの活動は、労働安全衛生・労災職業病対策の中でも、アスベスト関連疾患対策に大きく力を割くこととなった。

05年秋には労働安全衛生法の改正が行なわれ、この4月1日に施行された。自主的労働安全衛生活動の促進、過重労働対策の強化、製造業における元方事業者の連絡調整義務の新設など、労働安全衛生法制の歴史的な転換点となり得る内容であり、これ

からの労働安全衛生運動の真価が問われる状況となっている。

しかし、厳しい経済環境と規制改革の流れのなかにあって、働く人々をめぐる状況は大きく変化を遂げつつある。これまで同一構内で使用者が異なる労働者が一緒に働くといえば、建設業を除けば製造業で見られるぐらいのものであったのが、業種、官民を問わず多くの労働現場で普通のことになってきている。指揮命令下で働いているのに表向きは直接雇用していないという働きかせ方が既成事実化する状況がますます進むなか、04年4月には労働者派遣事業法の改正によって、製造業でも一年に限って労働者派遣が認められるようになり、さらに働き方・働きかせ方の混乱は続いている。ここに就業形態の多様化は極まったというべきだろう。

働く人々のいのちと健康を守る闘いは、このような情勢にあって、法的な綻びを繕うような取り組みではなく、働く人々自身が傍らで働く仲間とともにその環境を改善する取り組みとして進められなければならない。日常の労働安全衛生活動、災害補償、そしてその責任の追求についても誤魔化しを乗り越える闘いを挑む必要がある。

05年度の運動を総括し、次への取り組みへとコマを進めて生きたいと考える。

### II労働行政に対する取り組み

#### (1) 厚生労働省交渉

7月21日の全国センターによる厚生労働省交渉、11月19日と12月15日の中皮腫・じん肺・アスベストセンターなどによる内閣府、厚生労働省、環境省、経産省、文部省との交渉に参加、アスベスト問題を中心に厳しい追及。

#### (2) 情報公開制度の活用と全国安全センター「情報公開推進局」

「情報公開推進局」(<http://www.joshrc.org/open/>) の充実に協力

### III安全衛生対策と自主対応・参加型安全衛生活動の推進

#### (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの取り

## 組み推進

連合大阪労働安全衛生センターを通じて中小事業所のO S H M S導入に焦点をあてた連続口座「労働安全衛生マネジメントシステム構築連続トレーニング講座」を開催し5事業場の参加があった。

(2)産業別労働組合、職場、地域の日常的安全衛生活動への支援

(3)連合大阪労働安全衛生センターに事務局の一端を担うかたちで協力。構成組織の労働安全衛生活動、労災防止指導員の連絡会議、セイフティネットワーク集会の開催などに取り組んだ。

(4)腰痛予防ベルトの普及など

## IV被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償制度の抜本的改善

(1)全国センター呼びかけの2005年度全国一斉労災職業病電話相談に参加、「アスベスト健康被害」をテーマに12月9,10日の2日間で全国で494件、当センターのみでは57件の相談があった。

(2)じん肺・アスベスト被害に対する取り組み  
①アスベスト被害

アスベスト被害についての労災認定支援などの件数が、2005年に入り徐々に増加。クボタ神崎工場周辺の患者を知つて以来、1月に尼崎市でクボタ問題の検討会議を開き、尼崎労働者安全衛生センターを通じてクボタ側に接触、4月26日にクボタ側と3名の中皮腫患者との面談が実現するとともに200万円の見舞金の支払いの意向が示され、6月30日に支払い、当事者の記者会見が行なわれた。報道で、アスベスト問題に対する社会的関心が一気に高まり、多くの企業における被害情報が明らかになった。しかし、政府は過去の責任を認めることなく、石綿新法を制定した。一方、当センターは尼崎センター、患者と家族の会と一緒にとなって取り組みで、12月25日クボタの幡掛社長の謝罪が実現、早期解決に向け努力した。

②じん肺

これまで支援してきた建設現場の研り労働者のじん肺患者は100名程度になる。全国的な問題であり、今後、企業、政府責任の追及が大

きな課題である。

(3)指曲がり症、頸肩腕障害、腰痛などの上肢作業障害、筋骨格系障害

①指曲がり症

主に学校給食調理員の公務災害申請で少なからず公務外処分がおこなわれてきたが、いずれの公務外認定処分取消訴訟においても、原告・労働者側の勝訴が確定。しかし、地公災基金は認定基準を変更しようとせず、現在、自治労兵庫地本三田市職による行政訴訟が取り組まれている。三田市職では公務員でない調理員の指曲がり症の労災申請にも取り組んでいる。

回路基盤作業で指曲がり症を発症したMさんの審査請求に取り組み、2月28日で原処分取消となった。

②上肢作業障害・腰痛の被災者も多数支援した。

(4)脳・心臓疾患、精神障害のストレス、過労性疾患の相談も増加、多数の支援を行なった。

(5)東京電力を告発する長尾光明さんの原発裁判

長尾光明氏が多発性骨髄腫の損害賠償を原子力損害賠償責任法にもとづいて、福島第一原発を所有する東京電力に求めた裁判の法廷弁論が進行している。被告は、因果関係なし、請求は時効と全面的に争う姿勢。

(6)法廷外補償の実現、使用者責任の追及の闘い  
外国人労働者や化学物質過敏症の女性など多くの損害賠償裁判を支援した。

(7)外国人労働者

日本に定住化した層からの相談が増加、腰痛などの職業病の相談や労災の審査請求、上積み補償請求など。

(8)その他、多数の労災被災者の相談に応じた。  
V労働者の立場に立った労災医療機関、研究機関との連帯

田島診療所など労住医連参加医療機関、環境監視研究所、医師、研究者などに協力を求め、取り組みを進める機会が数多くあった。当センターは専門家と現場との架け橋としての役割を自覚し、今後とも多くの分野での連帯を進めていきたい。

VI専門的課題への対応強化

VII教育宣伝活動の推進

VIII全国センター強化と各地域センター、他団体との

連携強化、国際交流  
IX組織・機関誌拡大、財政

## 2006年度活動方針

- I 労働法制の改悪、規制緩和に反対し、すべての労働者のいのちと健康、基本的権利を守り、発展させるために闘う。
- II 労働行政に対する働きかけを強化するとともに、全国、各地域の安全センターとの連携をとりながら、労働行政における政策、制度の改善実現に向け取り組む。
- III 労働行政の大幅な情報公開を求める、実現する。
  - (1) 情報公開法を活用するなどしながら、行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など労働行政全般の行政情報システム等の公開をさらに進める。得た情報のインターネット上の提供や労働行政関連情報の一般的活用を促進するため、「全国安全センター情報公開推進局」の充実に努める。
  - (2) 有害化学物質情報、労災保険をはじめ労働行政の財政情報、その他の全面公開を求める。
- IV 職場の安全衛生活動への支援を強化し、自主対応・参加型安全衛生活動を推進する。
  - (1) 地域産業保健施策への労働側参加を支援し、具体的な地域展開をはかる。
  - (2) 中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。
  - (3) 自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。
  - (4) 安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チェックリストの作成などを通じて日常的安全衛生活動に積極的に協力する。
  - (5) 専門家、協力医療機関との連帯を強化する。
  - (6) 高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。
  - (7) じん肺防止対策を強化し、じん肺の撲滅に取り組む。
  - (8) はつり労働をはじめとする建設業における取り組みを強化し、健康障害(じん肺、振動病、難聴)の防止と被災労働者救済に努力する。「はつり労働者の健康調査報告書」の提言の実現を図る。
  - (9) 既存アスベスト対策強化により被害の防止

を図る。

- (10) 有害化学物質への取り組みを強める。
  - (11) 長尾光明氏原子力労災認定を契機として、関係団体と緊密に連帯し被爆労働についての安全衛生対策、健康管理対策の改善に取り組む。
  - (12) 上肢作業障害、腰痛などの筋骨格系作業関連疾患の対策に取り組む。
  - (13) 腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルト「楽腰帯」の普及に一層努力する。
  - (14) 職場の喫煙・禁煙対策を積極的に支援する。
- V 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善に取り組む。
- (1) 労災隠しの解消のための抜本的対策を実現する。
  - (2) 全国労災職業病相談フリーダイヤルの利用促進に努力する。
  - (3) 労災補償制度の改善(補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護補償などの労災保険による療養費用の支給基準の見直し、補償打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現、被災者の権利を守る立場での時効運用の抜本的改善)を実現する。
  - (4) 公務災害補償制度の改善へ向けた取り組みを進める。
  - (5) 法廷外補償制度の確立と充実、使用者責任追及の戦いを支援する。
  - (6) じん肺、アスベスト被害者の権利擁護と全面救済に取り組む。
  - (7) 指曲がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争に積極的に取り組む。
  - (8) 東京電力を告発する長尾光明氏原発裁判を支援し、徹底した事実解明と企業責任の追及に取り組む。
  - (9) 外国人労働者の権利擁護・拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。
  - (10) 労災、安全衛生に関する相談体制を強化する。
- VI 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場実現
- 田島診療所、菜の花診療所など労住医連医療機関

をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学、研究機関、専門家との連帯を強化する。

#### VII 専門的課題への対応強化

- (1) 労災・労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団等との協力を強化する。
- (2) 自治体労働安全衛生研究会に引き続き参加、協力する。
- (3) 石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺アスベストセンターに参加し、アスベストの早期全面禁止などに向け取り組む。
- (4) 建設じん肺研究会など専門家、活動家の共同作業を発展させる。
- (5) 様々な専門課題について、全国労働安全衛生センター連絡会議、労働者住民医療機関連絡会議などと協力しながらパンフレットの作成・発行などを行い、被災者の救済、予防対策を進める。

#### VIII 教育宣伝活動

- (1) 会員、購読者拡大用リーフレットを作成し宣伝に努める。
- (2) 定例研究会を継続し、参加者の拡大を図る。
- (3) 単組、単産など各レベルの研修会の企画、開催を支援する。
- (4) 機関紙の充実を図る。
- (5) ホームページの充実を図る。
- (6) 課題別パンフレットの作成、発行。特に上肢作業障害認定マニュアル、外国人向けパンフレット、喫煙対策パンフレット等を作成する。

#### IX 全国センター強化と各地域センターとの連帯強化、他団体との協力、国際交流の推進

- (1) 全国安全センターの組織的、財政的基盤を強化し、労働行政への影響を高める。

- (2) 政策提言等具体的運動を通して、各地域安全センターとの連帯を強化する。
- (3) 連合大阪労働安全衛生センターに積極的に協力する。
- (4) 派遣労働者ネットワークにひきつづき積極的に参加する。
- (5) じん肺、アスベスト問題に対して、「全国じん肺患者同盟大阪中央支部」、「石綿対策全国連絡会議」、「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」などと緊密に連携、協力して取り組む。
- (6) 関係労働組合、労働者住民医療連絡会議などの関係団体との協力を強化する。
- (7) RINK, 多文化共生センターなどと協力して外国人労働者の安全衛生、労災補償対策を進める。
- (8) 外国、とりわけ韓国をはじめとするアジア地域の安全衛生センター、労働組合との連携、交流を進める。
- (9) 全国安全センター英語版ニュースへの協力など海外への情報発信を追及する。
- (10) 滞日外国人向けの情報提供に努める。

#### X 組織及び機関誌拡大、財政

- (1) 団体会員、個人会員の会員拡大につとめる。
- (2) 機関誌購読部数の100部増を目指す。
- (3) 計画的な財政対策を進めることにより、財政基盤の確立をはかる。
- (4) NPO法人格取得についてひきつづき検討する。

# 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 1部：800円 ● 購読会費：1部年額10,000円
- 申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org  
URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

# 石綿「全面禁止」に一步近づく

## 9月1日 改正労働安全衛生法施行令・石綿障害予防規則が施行

この2006年9月1日より改正労働安全衛生法と改正石綿障害予防規則が施行された。

厚生労働省は、この労働安全衛生法改正について「全面禁止」とうたったパンフレットを作成した。内容はどうかというと、2004年10月1日に施行された現行の施行令が10製品のみの限定禁止であったのに対し、今回の改正は、禁止適用外の製品を列挙した「原則禁止」と言える。「全面禁止」は言いすぎであるが、一步前進ではあろう。

主な改正点は、禁止とする石綿の含有率が「1%超」から「0.1%超」としたことである。それにともない各条文の規制対象範囲が0.1%超に拡大した。

しかしながら、附則で「経過措置」として「改正政令の施行日において現に使用されている」既存石綿含有製品等、既存石綿分析用試料等、及び、「国民の安全上の観点等から実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止が猶予される」適用除外製品が規定され、禁止が適用されない。

改正石綿障害予防規則の主な内容は、石綿の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行なわなければならない作業に、吹きつけ石綿の封じ込め、囲い込み等の作業を追加、吹きつけ石綿の除去作業と同じく、作業場所の隔離や他の労働者の立ち入り禁止などを義務付けた。また、労働者が石綿に曝される臨時作業を行なう場合の保護具使用、石綿の付着した工具等の持ち出し禁止、最後に作業記録や健康診断結果を今までの30年から40年の保存に延長した。

詳しい条文やパンフレットは、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>) を参照。

基発第0811002号  
平成18年8月11日  
都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長

### 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令257号。以下「改正政令」という。）、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第147号。以下「改正省令」という。）及び関係告

示が平成18年8月2日に公布され、同年9月1日から施行し、及び適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

改正政令は、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」における検討の結果、国民の安全確保上等の観点から、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等を全面禁止することを内容とする報告書が取りまとめられたことを踏まえ、石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）について所要の改正を行ったものである。

また、改正省令は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）についてその施行後に明らかとなつた作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿則について所要の改正を行つたものである。

### 第2 改正の要点

#### 1 労働安全衛生法施行令関係

##### (1) 製造等の禁止（第16条関係）

「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止することとした

ものであること。

(2) 規制の対象となる有害物の範囲の拡大（第6条、第18条、第21条から第23条まで、別表第9関係）

作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び健康管理手帳を交付する業務について、規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）を1%から0.1%に改め、規制の対象範囲を拡大するとともに、製造等が禁止されたことに伴う所要の規定の整備を行つたこと。

##### (3) 施行期日（改正政令附則第1条関係）

改正政令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

##### (4) 経過措置（改正政令附則第2条から第5条まで関係）

ア 改正政令の施行の日（平成18年9月1日）前に、製造され、又は輸入され、かつ、同日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

また、改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿の分析のための試料の用に供される物については、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

さらに、現に石綿等を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成18年11月30日までの間は、令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができることとしたこと。（附則第2条）

イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される石綿を含有するガスケット等の適用除外製品等(以下「適用除外製品等」という。)については、現時点では、国民の安全の確保上、石綿を含有しない物への代替が困難であることから、例外的に、当分の間、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、作業主任者を選任しなければならないこと等とともに、罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第4条、第5条)

#### (5) 関係政令の整備(改正政令附則第6条から第8条まで関係)

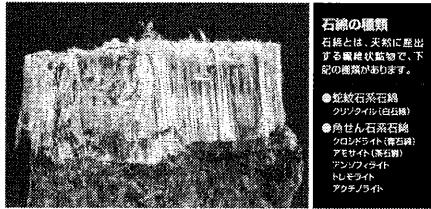
現行では労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号。

## アスベスト全面禁止

労働安全衛生法施行令が改正され、平成18年9月1日から施行されます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、販賣、提供、使用が禁止されます。

たゞ、裸燃や炭の燃焼については、国税庁の上の税改法から実質的規制が必要である、現実的に部分的規制が図られる。



### 労働安全衛生法(抄)

(該当者の責任)

第五十一条(アスベスト)マツル、ベンジン、ベンジンを含有する剤等その他の労働者に重複する障害を生ずる事で、給付で認めるものは、新規に、輸入し、販賣し、又は取り扱ってはならないこと。並びに、販賣のため取扱い、輸入し、又は使用する場合で、自分で定める条件に該当するときは、この限りでない。

### ○労働安全衛生法施行令(抄)

(該当者が該当される有害物)

第十六条(石綿) 法第五十一条の規定で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九、第三章第十九条から第五十条までにおける物をその重量の0.1%を超えて含む、又は前項に該当する物をその重量の0.1%を超えて含有する物の他の物の範囲

ノ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された在庫品についても使用等が禁止されますが、同日以後に販賣されている場合は、自己以機引手帳を使用せられていない時は、法第五十五条の規定が適用されません。

ハ 使用がされているとは、輸入者並として施設内に納め込まれている状態を指します。

ト 平成18年9月1日前に販賣され、又は輸入された石綿分析用試料については、法第五十五条の規定は適用しません。

厚生労働省・都道府県労働省・労働基準監視署

以下「7年政令」という。)及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号。以下「15年政令」という。)において経過措置の対象とされている物について、その取扱いを改正政令附則第2条に規定することに伴う所要の規定の整備等を行ったものであること。

## 2 石綿障害予防規則等関係

(1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置(改正省令第1条の規定による改正後の石綿則(以下「新石綿則」という。)第3条から第9条まで、第13条、第14条、第27条関係)

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等(以下「吹付け石綿等」という。)の封じ込

## 建築物の解体等の作業における石綿対策 改正石綿障害予防規則の概要

石綿は、1970年から1980年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されました。今後これらの産業活動の執行による解体工事の増加に伴い、建物工事災害労働者の石綿による健康障害が問題となります。

こうしたことを踏まえ、平成17年7月から、石綿障害予防規則に策定され、必要な措置を講じなければならぬこととして規定したが、今回、さらに、労働者保護のため効果的な規制を講じるために、吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業等の内容が新たに盛り込まれた改正石綿障害予防規則が、平成18年3月1日より施行されます。



厚生労働省労働基準監視署

## 厚生労働省のパンフレット

め又は囲い込みの作業について、これらの作業を石綿則第3条の事前調査等の対象としたこと。具体的には、次のとおりであること。ア 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとしたこと。(第3条から第5条まで、第8条、第9条、第27条)

イ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業(以下「石綿等の切断等の作業」という。)を伴うものに限る。)については、作業場所を隔離しなければならないものとしたこと。(第6条)

ウ 吹付け石綿等の囲い込みの作業(石綿等の切断等の作業を伴うものを除く。)については、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとしたこと。(第7条)

エ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に労働者を従事させるとときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとしたこと。(第13条、第14条)

(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置(新石綿則第10条関係)

現行では、労働者を就業させる建築物等

の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、石綿則第10条第1項の規定に基づき、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとしたこと。また、労働者は、当該保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとしたこと。

(3) 器具、工具、足場等の持出し禁止(新石綿則第32条の2関係)

現行では、石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、これと同様、器具、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとしたこと。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとしたこと。

(4) 記録の保存期間の延長(新石綿則第35条から第37条まで、第41条関係)

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされているところであるが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこ

ととなった日から40年間保存するものとしたこと。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとしたこと。

(5) 関係省令の整備(改正省令第2条から第6条まで関係)

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等について、所要の規定の整備を行ったものであること。

(6) 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

(7) 経過措置(改正省令附則第2条から第8条まで関係)

ア 改正省令の施行の際現に行われている作業については、新石綿則中の一部の規定は適用しないものとしたこと。(附則第2

条)

イ 新たに石綿則第5条又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第88条第4項の届出の対象となる作業等のうち、平成18年10月1日前に開始されるものについては、届出を要しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、新石綿則に基づく規制の対象としたこと。また、これらについて、規制の対象となる物の石綿の含有率を0.1%としたこと。(附則第4条、第5条)

エ 様式及び罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第6条から第8条まで)

(第3 細部事項、第4 関係告示の一部改正、第5 関係通達の一部改正、省略)

## 計報



2006年8月27日、ひまわり医療生協田島診療所所長、田島隆興医師が急逝されました。

整形外科医として、常に労働者の側に立ち、労災補償の獲得の支援に尽力し、熱心に患者の治療に当たってこられました。関西労働者安全センターの運動にも大変な貢献を果たしてこられ、関西圏の労働安全衛生運動は、大きな支柱を失ったようなもので、とても残念でなりません。

心より、ご冥福をお祈りいたします。

# アスベスト報道ダイジェスト 2006年8月

- 8/1 近畿日本鉄道はイベントなどで販売した中古の鉄道グッズにアスベストを含む塗料が使われていたと発表。京阪と南海、阪急、阪神の関西私鉄大手と神戸電鉄も同様の発表、新幹線銘板などにも使用の可能性があることが分かった。
- 8/3 奈良県内のアスベスト被害の調査について、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部は、アスベストを扱っていた県内2事業所から県が入手した詳細な実態調査の概要を公表。「胸膜肥厚斑」などの有所見者44人中33人が昭和40年代に2事業所の近隣に居住、70歳代の被害者が多いことなどが明らかとなった。
- 8/4 中皮腫で亡くなった住友ゴム工業の元社員について、同社は「アスベスト曝露はなかった」と疾病との因果関係を否定しているが、労働基準監督署は元同僚の証言書などを考慮し職務上の吸引を認め、石綿救済新法による特別遺族年金の支給を認定していたことが分かった。
- 8/6 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部は、「ニチアス・竜田工業によるアスベスト被害の実態をみんなで考える集い」を開き、会員や近隣住民ら約50人が参加した。
- 8/8 新潟県の小学校で除去作業中のアスベストが周囲に飛散した事故は、サンドブラスト法で行われていたことが原因とわかり、この方法はアスベストが漏れ出すおそれが高く、厚生労働省などは使用を避けるよう求める通達を出した。
- 8/10 徳島県三好市の旧日本専売公社の旧池田工場で配管保全業務を担当し、1986年に悪性中皮腫で死亡した元従業員の遺族に対し、JTがアスベスト救済新法に準じた同社独自の特別遺族年金の給付を決めたことがわかった。
- 8/11 1972年の沖縄の本土復帰以前に米軍基地に勤務し、悪性胸膜中皮腫と診断され今年7月に亡くなった男性が労災認定を受けていたことを沖縄駐留軍離職者対策センターが明らかにした。  
石綿健康被害救済法の対象外で不安を抱える人に、独自の健康管理支援事業を始めた兵庫県は、助成範囲を県内に居住歴のある県外居住者にも拡大することを決め、受け付けを開始する。
- 8/15 空気中のアスベストを簡単に検出できるキットを、広島大の黒田章夫教授が開発、アスベストに結合する性質がある特殊なタンパク質を発色させる。
- 河内長野市下里町に、アスベストを含む産業廃棄物が土砂にまぎれて大量に放置されていることがわかった。廃棄物処理法上、違法な廃棄状態にあり、市が飛散調査を実施した。
- 8/22 香川県高松市で石綿を使用の水道管を作っていた「日本エタニットパイプ」高松工場の下請け工場の周辺住民が、中皮腫の診断を受けていた。高松市内に住む女性で約40年前から数年間、自宅から道路一つはさんだ場所にあった同社高松工場の下請けが石綿の水道管の継ぎ目を作っていた。
- アスベストによる健康被害問題で、奈良県

は9月に実態調査に着手する。95年から04年までの10年間に中皮腫で死亡した116人のうち今回は02年からの3年分45人や、健康診査を受けた工場近隣住民271人のうち、胸膜肥厚斑などで要経過観察の65人などが調査の対象。

8/23 横浜市のエーアンドエーマテリアルは、昨年中皮腫で死亡した元従業員の男性について、遺族に弔慰金2500万円を支払う。同社が遺族に補償するのは初めて。また、石綿肺で治療中の男性にも休業補償金を支払う。5月の公表で、元従業員のうち、27人は石綿が原因で死亡。特定できていない元従業員も37人いる。一方、横浜労災病院の武内浩一郎医師は「胸膜肥厚斑の住民から肺がん患者2人が見つかった」と話している。

8/24 クボタは、旧神崎工場の半径1キロ超から1.5キロまでの間に住んでいた中皮腫患者13人についても、救済金を支払う方針を決めた。

8/29 中皮腫の細胞を特殊なウイルスで攻撃し破壊することができたとのマウス実験の結果を、大阪府立成人病センターの高橋克仁病態生理学部門部長と山村倫子主任研究員らがまとめた。クボタは、この研究に5年間に計5億円を寄付する。

アスベストによる健康被害で、環境省は石綿を含む廃棄物の無害化処理技術認定事業など、新規の三事業を2007年度の概算要求に盛り込んだ。計3800万円を要求する。

8/30 アスベストによる健康被害者を救済するために支払われる弔慰金や医療費などの分担割合が固まった。07年度から年間約90億円と算定、全企業が約74億円、国と自治体で残りを担う。さらに石綿の使用量の多い「責任企業」4社から3.4億円を求める。

アスベスト肺がんで労災の認定を求めたものの認められなかつた東京の男性が、死亡後の解剖で一転して労災が認められていた。

金沢労働基準監督署は、防じんマスクなどの安全対策をとらずに作業員にアスベストを除去させたとして、金沢市の「ミヤキ」代表取締役を石綿障害予防規則違反などの疑いで逮捕した。

国がアスベスト対策を怠り健康被害を受けたと、大阪府南部の泉南地域の石綿関連工場の元従業員と遺族ら計8人が国家賠償を求めた集団訴訟の第1回口頭弁論が大阪地裁で開かれた。

東武鉄道は長期間にわたりバスの整備業務に携わった元従業員が、アスベスト関連疾患で労災認定を受けたと発表。弔慰金の支払いを検討。

8/31 アスベストによる健康被害で、三菱重工業が死亡した元社員に支給する補償金の年齢制限を撤廃した。同社は81歳以上で死亡した場合、補償金を支給していかなかった。

ニチアスセラテックが、本社・工場周辺の旧牟礼村住民に行った無料健康診断で、肺に、アスベストを吸ったためとみられる跡のある人が9人いることが分かった。同社が長野市豊野町の工場周辺で行った健診でも2人が見つかっている。

# OSHMSは 関係請負人も対象と明記 労働安全衛生マネジメントシステム指針を改正 改正労働安全衛生法を読む③

今年4月の改正労働安全衛生法で、安全委員会で二つ、衛生委員会で四つ、それぞれ付議事項が付け加えられた。衛生委員会が二つ多いのは、長時間労働者の健康障害防止とメンタルヘルス対策があるため、あと二つづつは、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）関係である。

## 労働安全衛生規則

### 第21条（安全委員会の付議事項）

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。

三 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。

### 第22条（衛生委員会の付議事項）

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。

三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善

に関するここと。

条文ではOSHMSだとかP D C A（プロンードゥーチェックーアクト）のサイクルなどと載せられないので、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」と「計画の作成、実施、評価及び改善」という表現になる。

この改正に伴い、平成11年労働省告示第53号の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が改正され、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が新たに公示されている。

考えてみればすでに労働省指針が出てから6年が経過しており、その間にILOのOSH-2001が公表されるなど大きく状況は変わった。

私たちが最初の労働省指針になんとも中途半端な感じを受けたのは、同時に通達文書で示された解説を見ても、相変わらず法規準拠型である労働安全衛生法の規制体系に、P D C Aという言葉が飾られただけのような内容だったからである。

たとえば労働者の意見の反映は安全衛生

委員会の活用とミーティングなどの機会に聴取するというような表現だけだったり、あくまでも労働安全衛生法があくまで事業場ごとの規制であるために、構内下請事業者を含む取り組みなどという規定は無いままだった。

ところが、ILOのOSH-2001が明快にその空間としての事業場に所属する労働者について同等に扱うことを要件としていたり、労働者の参加がそのもっとも重要な要素であることを規定していたりするため、労働省指針の不足が大いに目立つこととなつた。

たしかにその後、各工場（とくに大規模な）でOSHMSの導入が図られ、中央労働災害防止協会でも導入のコンサルタント事業が展開されるようになり、適格認証も行われるようになったが、旧指針はほとんど参考にするような内容にはなつていなかつたといえる。

今回改定された指針では、語句や言い回しの不十分なところが大きく修正されたのもさることながら、適用単位について明確にしたことが大きな改正点といえよう。

第四条（適用）の前段は「労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。」とし、関係請負人とその労働者を含むことを明確にし、他の条文にも「関係請負人」を必ず対象として明記している。

また、OSHMSを進める要としてのリスクアセスメントの手順について、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されたことも大きい。労働安全衛生法とい

う法律体系のなかに、やっとリスクという概念が位置づけられることとなつたのである。

## 課題となる小規模事業場のOSHMS

中央労働災害防止協会の産業安全衛生大会でもOSHMSの分科会が定着しているが、この9月20～21日に新潟市で開かれた第65回大会の発表を見ていると、導入事業場に広がりが見られるぶん、色々な混乱も出てきているように思える。これまで盛んに実施されてきたKYT活動と並行して進めることで、肝心のリスクアセスメントが進んでいないのでは？と思える事例も出てきている。もちろんツールが増えてきている安全衛生活動の状況は、ある意味好ましい状況といえよう。ただ、労働者の参加により不断の改善措置がとられていくOSHMSの企業規模を問わない拡大にはいま少し時間を必要とするだろう。

とくに安全衛生活動の事務局機能が弱い、小規模な事業場におけるOSHMS導入をめぐっては、労働組合の安全衛生担当者がどのような取り組み方をするかがカギを握っているということもでき、私たち自身の主体的な安全衛生活動も問われているといえよう。

（次ページから指針本文掲載）



## 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

(下線は今回の改正によるもの)

### (目的)

第一条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

第二条 この指針は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講すべき具体的な措置を定めるものではない。

### (定義)

第三条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働安全衛生マネジメントシステム  
事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

イ 安全衛生に関する方針(以下「安全衛生方針」という。)の表明

ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

ハ 安全衛生に関する目標(以下「安全衛生目標」という。)の設定

## 二 安全衛生に関する計画(以下「安全衛生計画」という。)の作成、実施、評価及び改善

二 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

### (適用)

第四条 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。

### (安全衛生方針の表明)

第五条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針は、事業場における安全衛生水準の向上を図るために安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の項目を含むものとする。

一 労働災害の防止を図ること。

二 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。

三 法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。

四 労働安全衛生マネジメントシステムに

従って行う措置を適切に実施すること。

(労働者の意見の反映)

第六条 事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。)の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

(体制の整備)

第七条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。

二 システム各級管理者を指名すること。  
三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。

四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。

五 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

(明文化)

第八条 事業者は、次の事項を文書により

定めるものとする。

一 安全衛生方針

二 システム各級管理者の役割、責任及び権限

三 安全衛生目標

四 安全衛生計画

五 第六条、次項、第十条、第十三条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条第一項の規定に基づき定められた手順

2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

(記録)

第九条 事業者は、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)

第十条 事業者は、法第二十八条の二第二項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。

2 事業者は、法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。

(安全衛生目標の設定)

第十一条 事業者は、安全衛生方針に基

づき、次に掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかとともに、当該目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

一 前条第一項の規定による調査結果

二 過去の安全衛生目標の達成状況

(安全衛生計画の作成)

第十二条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

一 第十条第二項の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項

二 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項

三 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項

四 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項

五 安全衛生計画の期間に関する事項

六 安全衛生計画の見直しに関する事項

(安全衛生計画の実施等)

第十三条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項につい

て労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの人々に周知させるものとする。

(緊急事態への対応)

第十四条 事業者は、あらかじめ、労働災害発生の急迫した危険がある状態(以下「緊急事態」という。)が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

(日常的な点検、改善等)

第十五条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

2 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前項の日常的な点検及び改善並びに次条の調査等の結果を反映するものとする。

(労働災害発生原因の調査等)

第十六条 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。

(システム監査)

第十七条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、第五条から前条までに規定する事項についてシステム監査を適切

に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。

2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

(労働安全衛生マネジメントシステムの見直し)

**第十八条** 事業者は、前条第一項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全

衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

明日をください



今井明  
写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

クボタ・ショツクから一年  
石綿健康被害救済新法が施行されても  
アスベスト問題は終わらない  
横須賀からクボタまで  
明日への思いをつなぐフォトドキュメント  
『明日をください』  
アスベスト公害と患者・家族の記録  
今井 明 写真・文

発行／『明日をください』出版委員会  
B5版108ページ／定価1500円(送料別)  
連絡先  
■中皮腫・じん肺・アスベストセンター  
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5F  
TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766  
E-mail info@asbestos-center.jp  
URL <http://www.asbestos-center.jp/>

■関西労働者安全センター  
TEL 06-6943-1527 FAX 06-6942-0278  
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp

# 韓国からのニュース

## ■交通事故より深刻な労働災害／第39回産業安全保健強調週間で『産業安全保健大会』など1週間に多様な行事

労働災害が労働者1万人当たり2.5人と交通事故1.3人にくらべ、労働災害が深刻なレベルにある。88年7月、15歳のムン・ソンミョン君が水銀工場で水銀中毒によって死亡した事件を契機に、7月は産業災害予防に目覚める月になっている。また政府は68年から7月の第1週を産業安全保健強調週間と決めて運営してきた。労働部と韓国産業安全公団は3日午前、ソウル三成洞のKOEXで『安全は生命です』のスローガンで、第39回産業安全保健大会を開催したのに続いて、7日まで沢山の行事を行う。15ヶ国から150業者が参加する『2006国際安全器機展示会』や『勤労者の健康確保のための筋骨格系疾患予防』など10部門で安全保健分野別優秀事例コンテストを行う。安全保健技術セミナーや学術行事、アメリカ国立産業安全保険研究院が主管する産業保健国際会議などが引き続き開催される。

2006-07-04 毎日労働ニュース

## ■障害労働者が被災した時、障害等級を上方修正／苦情処理委、勤労福祉公団に是正勧告

国民苦情処理委員会が障害労働者が産業災害にあった時は、障害等級を上方修正しなければならないと勧告した。光州の金某(39・女)さんは3歳の時鼓膜にけがをし、手話で意思疎通、2級聴覚・言語障害を認められた。金さんは2002年9月、光州所在の○社で働いていてプレス機械に右手を挟まれ、指2本を切られる災害を負った。勤

労福祉公団は金さんに指2本を失った場合の労災基準を適用して第10級第7号の障害等級決定を出したのに対して苦情処理委は、金さんの障害等級を「第6級第2号に上方修正しなければならない」と勤労福祉公団に勧告した。「金さんの手は手の機能の他にも、意思疎通という重要な機能を行ってきた」ので「右手の指の機能喪失で手話をキチンとできなくなったという点を重視しなければならない」と指摘した。苦情処理委は今回の事件を契機に障害のある労働者が労災にあった時は、人権と状況が充分に考慮された労災認定と障害等級が受けられるように産業災害保険制度改革を推進する計画であると明らかにした。ヨン・ウンジョン記者 2006-08-24 每日労働ニュース

## ■被災労働者の職場復帰を易しく／政府、職場適応訓練事業場に支援金

これから労災被災障害者に対して職場適応訓練とリハビリ運動を実施するすべての事業主に、3ヶ月間 1人当たり月50万ウォン以内の支援金が支給される。また労災障害者の職場復帰支援金の支給条件が、現行の1年以上の雇用維持から6月以上に緩和され、支給方法も職場復帰1年後に一時金として支給したものを、職場復帰後に毎月支給することに改善されるという内容の産業災害保険法施行令改正案が8日国会の国務会議を通過し、来月1日から施行される。キム・ハックテ記者 2006-08-08 每日労働ニュース

# 8月の新聞記事から

8/1 中部電力は定期点検中の浜岡原発3号機で、原子炉建屋内の圧力抑制プールを掃除した30代作業員が、管理線量値1msvを超える1.2msvを被ばくしたが健康被害はないと発表。

8/2 霧が関国家公務員労働組合共闘会議のアンケートで霧が関の中央官庁の国家公務員の5%が過労死の危険性を感じていると回答。

京都市南区の豊栄金属工業の工場で5月に従業員が強アルカリ性洗浄液の貯留槽に転落して死亡した事故で、京都下労基署は労働安全衛生法違反の疑いで、同社と社長を書類送検した。

8/3 障害のある男性が自殺したのは職場でのストレスが原因として、母親が勤務先のヤマトロジスティクスに損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。原告は、会社側は男性に障害があることを職場の同僚に説明しておらず、その結果、職場でのいじめを招き、自殺につながったと主張。

8/4 京都南労基署は無資格でパワーショベルを運転したとして労働安全衛生法違反の疑いで、京都府和束町の製茶会社「京和化成工業」と同社社長を書類送検した。

トンネル工事でじん肺になった元作業員5人が国やゼネコンに損害賠償を求めて熊本地裁に提訴。今年4月に提訴した「第2次トンネルじん肺九州訴訟」の第2陣。

8/5 兵庫県西宮市の中国自動車道の西宮名塩サービスエリアで、クリを焼く機械が爆発。派遣社員1人が失血死しアルバイト2人が軽いけが。

8/7 大阪府和泉市の廃棄物処理会社「大栄環境」で、浄化処理前の汚水をためるマンホール内で、作業員2人が倒れ死亡。硫化水素などが発生していた疑い。

8/8 消費者金融会社レタスカードの元従業員が、社長にたばこの火を押しつけられるなどしうつ病になったとして、同社に損害賠償を求めた民事訴訟の判決が京都地裁であり、裁判官は暴言やたばこの火の押し付けの事実を認定したが、うつ病発症との因果関係は否定。同社に670万円の支払いを命じた。

今年3月にくも膜下出血で死亡した山梨県立白根高教諭で野球部監督の遺族が、「授業、生徒指導とクラブ活動の過重な業務を続けたための過労死」として同高に公務災害認定を申請した。

8/12 大阪府能勢町の豊能郡美化センター南端にある側溝の水から環境基準の150倍のダイオキシン類が検出された。汚染土壌の撤去が不十分だった疑いがあり19日に周辺住民や有識者らに報告し、対応策を検討する。

福井県大野市の国道158号脇の九頭竜湖の斜面に、陸上自衛隊金沢駐屯地のトラックが転落し、2等陸曹2人が死亡。

8/16 北海道根室市のカニかご漁船第31吉進丸が北方四島海域の貝殻島付近でロシア連邦保安庁国境警備局に密漁の疑いなどで銃撃、拿捕され、船員1人が死亡した。

8/17 卒業式での「君が代」斉唱などをめぐり99年2月に自殺した広島県立世羅高校長の問題で、地方公務員災害補償基金広島県支部は、公務災害と認定した。

8/18 久御山町の近畿シマーと同社製造課長代理を労働安全衛生法違反容疑で書類送検、6月、庄

空成形機の安全装置スイッチを無効にしていた疑い。従業員がその機械で右手を切断。

8/19 福井県高浜町の関西電力高浜原発1、2号機の復水処理建屋内で、大阪府警警備部第3機動隊の巡査が拳銃自殺。最近、仕事に対して自信を失ったような言動を繰り返していた。

8/22 製造業の工場で請負が増加し、労働災害が発生しやすくなっているとして、厚生労働省は発注元が実施すべき安全管理について、指針にまとめ、8月1日に日本経団連や連合に通知。メーカーに比べて請負会社の労災発生率は2倍以上。

大阪府警察本部の射撃訓練場で、テロなどに対応するSATと呼ばれる特殊部隊の隊員が、機関拳銃の射撃の訓練中に誤って自分の足を撃ち重傷。

三井生命保険の営業所長だった夫が過労死したとして遺族が損害賠償を求めた訴訟で、同社が計7500万円を支払うことで大阪地裁で和解が成立。労働時間・健康管理の充実に必要な措置を講じることも約束した。

大阪中央労働基準監督署は、小西組と同社職長を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地検に書類送検した。2月マンション建設現場で、従業員が崩れた土砂で生き埋めとなり死亡した際、土砂崩れを防ぐ措置を取っていないかった疑い。

8/23 香芝市と王寺町合同のごみ焼却施設、香芝王寺環境施設組合「美濃園」で、空き缶などの不燃物処理機が、爆発事故を起こし、爆風で作業員2人が負傷、休憩室の天井が吹き飛んだ。

8/24 東京都江東区のトステム本社ビルで、エレベーターの点検作業をしていた東芝エレベータ社員が、かごとビルの壁の間に挟まれ死亡。同僚が誤って8階ボタンを押したと話している。

広島市南区霞の広島県警察学校のグラウンドで訓練中の警察官11人が体調不良を訴え、熱中症で8人が入院した。

8/25 京都南労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、京都府宇治田原町の機械刃物メーカー「谷テック」と社長を書類送検。1月京都工場で社員がのこぎりの加熱冷却装置内で窒息で死亡した際、酸欠危険作業を行なう作業員以外の立ち入りを禁止せず、知らせる表示を見やすい場所にしなかった疑い。

8/29 京都府久御山町林で建設中の「中央倉庫」物流施設で、エレベーターの清掃作業をしていたエレベーター設置業者が転落、死亡した。

8/30 東京都大田区の羽田空港にある日本航空の機体整備施設で火災が発生し、設備工事会社「神電エンジニアリング」の作業員3人がやけど。

不本意な転勤でうつ病になったとして、東京都内の化粧品製造会社の元社員を太田労基署が労災認定していた。男性は01年、本社の経理係長となつたが、04年7月、群馬県内の工場に赴任、ほかの社員の机とは離れた場所で窓に向かって席に着かされ、毎月の賃金も11万円減額された。

8/31 カタールの天然ガス採掘基地ラスラファン地区付近のハイウェーで、帰宅途中の大成建設の日本人社員3人が乗った乗用車が、渋滞の列の最後尾のトラックに追突、2人が死亡、1人が重傷。インド人運転手も大けが。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」

9月号(通巻362号) 06年9月10日発行

(毎月一回) 10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

### Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL. 06(6551)6854 FAX. 06(6551)1259